

平成 16 年 9 月 21 日

厚生労働省医薬食品局
食品全部基準審査課長 殿農林水産省消費・安全局
農薬対策室長

農薬登録における残留試験成績の取扱いについて

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 2 項（法第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。）及び第 6 条の 2 第 1 項（法第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農薬の登録を申請する者が提出すべき農薬の作物残留性に関する試験成績について、適用農作物に「かんきつ」及び「なし」に登録申請する場合は、下記により取り扱っていますので、食品衛生法（昭和 22 年法律第 82 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく残留農薬基準値の設定に当たっては、ご配慮下さるようお願いいたします。

記

作物群名	試験供試農作物
かんきつ	みかん、大粒種及び小粒種
なし	日本なし、西洋なし又は中国なし